

(名称)

消防計画

令和 年 月 日作成

第1 目的及びその適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法第8条に基づき、(名称)の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である次の部分及び者に適用する。

ア 当該管理権原の及ぶ範囲は(名称・全体・部分)とする。

イ (名称)に勤務し、又は出入りするすべての者。

3 防火管理業務の一部委託(委託している・委託していない)

(委託している場合のみ記載、委託していない場合は抹消のこと)
その内容については、別表「防火管理業務の一部委託状況表」のとおり。

第2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者

(1) 管理権原者は、(名称)の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてのすべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)
- (2) 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) (職員・従業員等) に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提案や報告
- (12) 放火防止対策の推進

第3 消防機関との連絡等

1 消防機関へ報告、連絡する事項

種別	届出等の時期	届出者等
(1) 防火管理者選任 (解任)届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
(2) 消防計画作成(変更)届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
(3) 訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき <small>(1年又は3年)</small>	防火管理者
(4) 消防用設備等点検 結果報告	<u> </u> に1回(総合点検終了後の消防用設備等点検結果報告書)	防火管理者の確認要す
(5) 防火対象物定期点 検結果報告	<small>(収容人員300人以上又は特定1階段の建物の場合のみ記載)</small> 1年に1回	管理権原者
(6) その他	火災予防条例に基づく各種届出	管理権原者

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。

第4 予防管理組織と火災予防上の点検・検査

1 予防管理組織

日常の火災予防を図るため、防火管理者のもとに火元責任者等を別表___に定め、任務分担を指定する。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査

ア 日常に行う検査は、別表___『自主検査チェック表（日常）』に基づき、
（担当者・責任者等）がチェックする。

ア 「火気関係」のチェックは（毎日終時・退館時）に行う。

イ 「閉鎖障害等」のチェックはその都度行う。

イ 定期的に行う検査は、別表___『自主検査チェック表（定期）』及び別表___『消防用設備等自主検査チェック表（定期）』に基づき（担当・責任者等）がチェックする。

3 防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検

(1) 防火対象物の法定点検は、（収容人員300人以上又は特定1階級の建物以外は該当なし 該当する場合は委託業者名等を記載）___を行う。

(2) 消防用設備等の法定点検は、別表___消防用設備等点検計画表に基づき実施し、その結果は「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとし（1又は3年）年に1回、その結果を消防に報告する。

(3) 防火管理者は、防火対象物・消防用設備等の点検時に立ち会わなければならない。

4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。

ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

第5 厳守事項

1 従業員等が守るべき事項

(1) （全職員・全従業員等）は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下・階段・通路に物を置かない。

イ 階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉ま

る扉を含む。)を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。また、くさび等で開放したままにしておかない。

ウ 上記において物品を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

エ 火気設備器具は指定された場所で使用する。

オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

カ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気設備器具を新設又は増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

エ 模様替え等により、避難通路に影響を及ぼすとき。

(4) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ 火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 工事中の安全対策の樹立

防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。

また、次に掲げる事項の工事を行うときは、消防機関に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

ア 増築等で建築基準法第7条の6に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。

イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。

ウ 防火対象物の構造、用途等から人命安全対策上又は火災予防上必要と認める

もの。

- (2) 催し物の開催等、本来の用途と別な用途として使用する場合は安全対策の樹立
- ア 防火管理者は、催し物を開催するときには、安全対策を樹立する。また、使用者に消防計画を熟知させること。
 - イ 使用者等の遵守事項
使用者は、使用形態に見合った防火管理を徹底すること。特に火気の使用については、事前に防火管理者と協議すること。
- (3) 火気の使用制限
- 防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。
- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
 - イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
 - ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
 - エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
 - オ （職員・従業員・入居者等）の喫煙管理（ライター等を含む）を徹底する。
- (4) 災害発生時に混乱を招かないために、収容人員（定員）を適正に管理する。

第6 自衛消防組織等

1 組織の編成

自衛消防組織の編成（地震注意情報・予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の組織、南海トラフ地震が発生した場合の組織を含む）は、別表 のとおりとし、（休憩室・更衣室等）の見やすい場所に掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、別表 に示す基準により、下記を基本に行動する。

(1) 通報・連絡

ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、「火事だ!」と大声を出し周囲の者に知らせると同時に初期消火にあたる。

イ 119番通報するとともに、放送設備等を有効に活用し、出火階や出火場所を明示し、消火・避難が効率よくできるよう （金庫員・職員等）に連絡する。

ウ ぼやで消えた場合であっても、消防機関へ通報する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある(消防設備の名称等)_____を用いて消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難経路図は、(各階の出入口等見やすい場所)_____に掲出する。

イ 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

ウ 避難方向が、わかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

(4) 安全防護

逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸や防火シャッターを閉鎖する。

(5) 応急救護

ア 応急救護担当は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

(6) 救出、救護

応急救護担当は、地震時において前(5)の任務のほか、次の活動を行う。

ア 倒壊現場付近では、消火器、水バケツ等を用意し、不測の事態に備える。

イ 救出の優先順位は、人命への危険が切迫している者からとし、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲で、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

第7 休日、夜間の防火管理体制

緊急連絡先 _____

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定期的に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全

員で次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、（備え付けの消火設備の名称）を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

- (ア) あらかじめ避難の優先順を想定しておく。
- (イ) 基本的に避難は出火階、次いで直上階の順で行う。
- (ロ) 事前に自治会等と応援協定等を取り交わしている場合には、応援者に適切な指示ができるようにしておくこと。
- (ハ) 夜間、休日は、（従業員・職員等）が少なく人手不足が予想されるので、備え付けの設備、器具を有効に活用すること。

エ 消防隊への情報提供等

- (ア) 消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。
- (イ) 逃げ遅れがある場合は、最優先の情報であるので速やかに報告すること。

2 休日、夜間に無人となる場合

- (1) （防火管理を一部委託している場合の受領者）又は（当座不在の従業員等）は、（事務所名）に駆けつけ、防火管理者等に状況を報告する。
- (2) 報告を受けた防火管理者は直ちに現場に駆けつけなければならない。

第8 地震対策

1 日常の地震及び大規模な地震対策

- (1) 地震対策を実施する責任者は、（施設・設備等の維持管理担当者）とする。
- (2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。
 - ア （ロッカー・書棚・自販機等）の転倒防止措置を行う。
 - イ 窓ガラスの飛散防止措置及び（看板・広告等）の落下防止措置を行う。
 - ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。
 - エ （図案物・ガス等）の施設の転倒防止措置を行う。

(I) 避難は車両は用いず徒歩とする。

イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

ウ 防火管理者は避難の際、(ガス・電気等) のライフラインを遮断する。

4 大規模地震対策（地震注意情報）対応措置

東海地震注意情報が発せられた場合は、自衛消防隊を編成し、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、今後の対応を協議する。また、施設内に居る全ての者に対して情報を知らせる。

(事業所) においては次の対応措置を行う。

(事業の営業方針、特段の定め等添付)

5 地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の対応措置

警戒宣言が発せられた場合、自衛消防隊は下記によるほか別表 に定める任務を行う。

(1) 地震予知情報（警戒宣言）が発せられた場合の営業方針

事業は(中止・継続等 原則中止) し、混乱しないで退出できるようにする。

(2) 情報の伝達方法

ア 警戒宣言の発令を知った従業員は地震予知の内容を記録し、隊長及び情報収集連絡担当にその旨を連絡する。

イ 隊長は、報告を受けた場合等警戒宣言発令を確認した時は、警戒宣言が発せられたことを各担当に伝達する。

ウ 情報収集連絡担当は、隊長の指示のもと(非常放送、拡声器等) により警戒宣言が発せられたことを顧客及び全従業員に周知させる。

(3) 避難誘導等

警戒宣言が発令されたときは、避難誘導担当は隊長の指示により速やかに配置につき、一時避難場所である(店外、駐車場等) まで顧客を誘導する。

その後、必要な場合は(広域避難場所) を案内する。

(4) 地震による被害の防止措置

ア 地震により、火災発生のおそれのある火気設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

イ 被害防止措置の内容

(7) 窓ガラス等の破損、散乱防止措置

(1) 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒・落下防止措

置

ウ 予測される使用制限に備え、電気（発電機）・ガス（代替燃料）・水（受水槽確認、ポリバケツ用意）の確保に努める。

6 南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の対応措置

※南海トラフ地震防災規程作成対象事業所のみ該当

津波警報が発せられた場合、自衛消防隊は下記によるほか別表_____に定める任務を行う。

(1) 事業は速やかに中止し、迅速な情報伝達と円滑な避難の確保に努める。

(2) 情報の伝達方法

ア 津波警報が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに自衛消防隊長及び情報収集連絡担当にその旨を連絡する。

イ 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、顧客、その他の従業員に伝えること。その際、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意する。

(3) 避難誘導等

ア 避難場所は、津波の浸水を避けられる（原則高台）
_____とする。（高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては（建物屋上等）
_____とする。）

イ 避難誘導の際には、担当者は速やかに配置につき、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

第9 防災教育

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は、次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者
新採用の職員	採用時	年 1回	防火管理者
火気取締責任者	定期的	年____回	防火管理者
全職員	定期的	年____回	防火管理者及び火気取締責任者

2 自衛消防隊員等の育成

自衛消防組織

管理権原者は、災害時において円滑に自衛消防活動を行うため、自衛消防組織の整備を図るとともに、自衛消防隊員の育成を推進するものとする。

3 防災教育の内容

(1) 防災教育の内容は、概ね次の項目について教育する。

ア 消防計画について

(ア) （全職員・従業員等）が守るべき事項。

(イ) 火災発生時の対応及び地震時の対応。

イ その他必要な事項（火災予防に関することのほか、大規模地震（東海地震）及び南海トラフ地震に関することとして下記の内容を盛り込む。）。

(ア) 地震、火災、津波、その他の災害についての一般的な知識。

(イ) 消防用設備等の取り扱い及び戦術等高度な知識。

(ウ) 事業所の特異性について。

(エ) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識。

(オ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識。

(カ) 地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割。

(キ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識。

(ク) 地震対策として今後取り組む必要のある課題。

第10 訓練

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

訓練内容	実施時期	備考
消火訓練	____月、____月	休日・夜間の訓練（____月）
通報訓練	____月、____月	
避難訓練	____月、____月	
その他訓練	____月、____月	
総合訓練	____月、____月	
マニュアル訓練	____月、____月	

(2) 訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 南海トラフ地震発生を想定した、情報収集・伝達に関する訓練、津波からの避難に関する訓練、それらを統合した総合防災訓練を年1回以上実施するものとする。※南海トラフ地震防災規程作成対象事業所のみ該当

(4) 防火管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施にあたらせる。

(5) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ （正社員・職員等）、パート、アルバイト等全員を対象とする。

(ローテーションを組み全従業員等が体験できるようにする。)

ウ 場合によっては、(地元自治会・消防職員等)

- (6) 防火管理者は訓練を実施しようとするとき、あらかじめその旨を消防機関へ通報する。

消防職員の派遣を要請する場合には、別に定めのある様式にて磐田市消防本部又は管轄の消防署に依頼すること。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は(自衛消防隊長等)とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。

(1) 訓練実施前

訓練に使用する施設、資機材及び設備等は、必ず事前に点検を実施する。

(2) 訓練実施時

訓練実施時において、使用資機材及び訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じること。

(3) 訓練終了後

使用資機材収納時には、手袋、保安帽を着装させるなど十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 防火管理者は、自衛消防訓練終了後直ちに実施結果について検討し、以後の訓練に反映させるものとする。

第11 広報

- 1 地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域において、顧客等が津波からの避難をはじめ的確な判断に基づいた行動ができるよう、営業者又は従業員は事前に以下のことについて広報を行う。

- (1) 地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識。
- (2) 正確な情報入手の方法。
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容。
- (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識。
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識。

(別表) 防火管理業務の一部委託状況表

(年 月 日現在)

防火対象物名称			
管理権原者氏名		連絡先電話番号：	
防火管理者氏名		連絡先電話番号：	
受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			
氏 名 (名 称)			
住 所 (所在地)			
電 話 番 号			
担 当 事 務 所			
電 話 番 号			
受託者の 行う 防火管理 業務の 範囲 及び 方法	常駐方式	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	方法	常駐場所 常駐人員 委託する防火対象物の範囲 委託する時間帯	
巡回 方式	巡回範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
	方法	巡回回数 巡回人員 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	
遠隔 移報 方式	遠隔移報範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
	方法	現場確認要員の待機場 到着所要時間 委託する防火対象物の区域 委託する時間帯	

(備考)「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の資格に✓を付すこと。

(別表)

日常の火災予防の担当者

防火管理者		役職・氏名 _____					
防火担当責任者		火元責任者		防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名	担当区域	氏名
担当者の任務							
防火管理者		・当該施設の防火管理業務の統括責任者 ・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。					
防火担当責任者		・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 ・防火管理者の補佐を行う。					
火元責任者		・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。					

(別表)

自主検査チェック表 (日常)

____月

実施責任者				担当区域				
日	曜日	実施項目						
1								
2								
3								
4								
5								
30								
31								
(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。							防火管理者確認	
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改修								

(別表)

自主検査チェック表 (定期)

実施項目及び確認箇所		検査結果		
建物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 自動閉鎖装置(ドアチェック等)付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路 有効幅員が確保されているか。 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 階段室内の内装は不燃材料になっているか。 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口(出入口) 扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備(大型レンジ、フライヤー等)、ガスコンロ、湯沸器 可燃物品からの保有距離は適正か。 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ 自動消火装置は適正に機能するか。 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具 タコ足の接続を行っていないか。 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所 標識は掲げられているか。 掲示板(類別・数量等)には、正しく記載されているか。 換気設備は適正に機能しているか。 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 整理清掃状況は適正か。 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所 標識は掲げられているか。 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 整理整頓(集積)の状況は良いか。			
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係 _____	年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____	年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____	年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 △…即時改

(別表) 消防用設備等自主検査チェック表(定期)

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
検査実施者氏名	_____	防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告します。(凡例) ○:良、×:不備・欠陥、△:即時改修

(別表) 消防用設備等点検計画表

消防用設備等の種類	点検実施月日	点検実施月日	
	点検の区分	機器点検	総合点検

* 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	_____
住所	_____
電話番号	_____

(別表)

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長	_____ (自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)
自衛消防副隊長	_____ (隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)
地区隊長	_____ (担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告連絡を行う。)
自 衛 消 防 隊 の 編 成 (平 常 時)	
__階 地区隊長	連絡通報担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 応急救護担当 _____
__階 地区隊長	連絡通報担当 _____ 初期消火担当 _____ 避難誘導担当 _____ 安全防護担当 _____ 応急救護担当 _____
平常時の任務	
通報連絡担当 (情報収集連絡)	消防機関への通報及び通報の確認、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡
初期消火担当 (出火防止)	出火場所への急行、消火器等による初期消火
避難誘導担当	出火時における避難者の誘導、負傷者及び逃げ遅れた者の確認、非常口の開放並びに開放の確認と避難障害物品の除去
安全防護担当	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作
応急救護担当	応急救護所の設置、負傷者に対する応急処置、救急隊との連携、情報の提供
警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務	
TV、ラジオ等により情報収集し、顧客、従業員等へ伝達する。	
出火防止担当。火気等の遮断確認、危険物点検、ボンベ・タンクの固定等を行う。	
平常時と同様の編成とし、本部の指揮により避難誘導を行う。	
点検担当。転倒、落下防止措置、非常電源確保ほか、出火防止を行う。	
応急措置担当として編成し、危険箇所の補強・整備、救出資機材、非常持出物品等の確認を行う。	
南海トラフ地震に伴う津波警報が発せられた場合の組織編成と任務	
地震及び津波の情報収集、館内への非常放送並びに指示命令の伝達、関係者への連絡	
/	
/	
/	

留意事項

- 1 自衛消防隊長は、管理権原者又はこれに準ずる者を指定し、自衛消防副隊長には防火管理者又は相当職の者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職名などを記入します。
- 2 地区隊長は階ごとに、受持担当区域内の責任者と通報・消火・避難などの担当者を指定することが望ましく、消防機関に届出する消防計画には役職・係名・係担当者名などを記入します。なお、事務室等に掲出するものについては、担当者の氏名を記入し、転勤等で替わった場合は、速やかに訂正する必要があります。

避難経路図

◎ 消防用設備等の位置、及び経路図（2方向以上）

